



相続手続支援センター担当の岩下です。

3月の寒い時期の長かった事を思えば、やっと良い季節になってきました。とはいえ、またすぐに暑い夏が来ると思えば、暑くもなく寒くもない心地良い時期というのは非常に短いものですね。

今回のテーマは「**遺言適齢期**」です。結婚するお年頃の方に「結婚適齢期」という言葉は使いますが、「**遺言適齢期**」とは一体何か？ 読んで字の如く「**遺言を作るのにちょうど良いお年頃**」と言ったところでしょうか。

数年前から遺言を作ろうという機運が高まる中、**昨年の大震災を通じてこの一年で遺言やエンディングノートを作ろうという人は増加しています**。皆様の中にも「遺言を作らなければいけないなあ…」と心の中で思われている方も多いかと思います。しかし実行されている方は少ないのでは？ 「まだまだ元気だからそのうち作ればいいや」とか「何からしていいのかよく分からないし、少し先に作ろう」とか理由はいろいろあるでしょう。

冒頭の季節や結婚の話のように、遺言を作る時期にも適齢期は人それぞれあると考えます。**遺言を作成する上での適齢期は、心身ともに健康な時です。財産や身の回りを整理したり手続を行うための「体の健康」と、自分はこうしたい、残された人達にこうしてほしいという自分の意思をしっかりと考え伝えられる「心の健康」の両方が整った時に納得のいく遺言ができるのではないのでしょうか。**作らなきゃいけないと思った時にはもう遅い、では困りますよね？（実際、他県の相続手続支援センターでは遺言作成のご相談を受けている最中にお亡くなりになった方が何名もあり、後の手続が大変だったというお話も。）

では、適齢期を逃さないためにはどうするか？ ひとつは「**その時がやってきた！**」と**自分の中でピン！**と来た時に**チャンスを逃さずに作る方法**。もうひとつは**作る時期を決めておく方法**。「**〇〇歳になったら作ろう**」、「**子供が就職したら作ろう**」と**時期を決める方法です**。時期の目安ができることでその時に合わせて財産や心身の健康を整える方がより計画的で確実だろうと思います。

人生何事にも適齢期はあるのだろうと、最近強く感じます。もちろん仕事にも適齢期があります。今日かもしれない適齢期をなんとか逃さないように、今日一日を一生懸命頑張ってみましょう！



相続手続支援センター® 東信

TEL : 0268-25-6789

E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp URL : <http://www.sozoku.koa-g.com/>